

# 平成27年2月議会 議案説明資料

## ○予算議案

ページ

1. 平成27年2月議会 補正予算案港湾局集計表 …………… 1
2. 議案第1号  
平成26年度福岡市一般会計補正予算案(第5号) …………… 3
3. 議案第7号  
平成26年度福岡市港湾整備事業特別会計補正予算案(第2号) …… 9

## ○条例議案

4. 議案第16号  
福岡市営渡船条例の一部を改正する条例案…………… 19

港 湾 局

○予算議案

1 平成27年2月議会 補正予算案

区分	補正前の額 (A)						補		
	予算額	財源内訳					予算額	特	
		特定財源			当該事業等 財源	一般財源			国 支 出 金
		国 支 出	県 金	市債					
一般会計	7,400,708	714,042	1,979,000	1,324,182	-	3,383,484	190,390	95,467	
		計 4,017,224							
港湾整備事業 特別会計	19,899,622	49,850	6,601,000	333,608	12,915,164	-	6,103,035	△5,220	
		計 6,984,458							
市営渡船事業 特別会計	1,677,655	157,572	394,000	45,393	1,080,690 (内一般会計繰入金 705,659千円)	-	-	-	
		計 596,965							
合計	28,977,985	921,464	8,974,000	1,703,183	13,995,854	3,383,484	6,293,425	90,247	
		計 11,598,647							

# 港湾局集計表

(単位:千円)

正 額 (B)				計 (A+B)						
財 源 内 訳				予 算 額	財 源 内 訳					
定 財 源		当 該 事 業 等 財 源	一 般 財 源		特 定 財 源			当 該 事 業 等 財 源	一 般 財 源	
市 債	そ の 他				国 支 出	県 金	市 債			そ の 他
89,000	10,156	-	△ 4,233	7,591,098	809,509	2,068,000	1,334,338	-	3,379,251	
計	194,623				計	4,211,847				
△1,025,000	15,238	7,118,017	-	26,002,657	44,630	5,576,000	348,846	20,033,181	-	
計	△1,014,982				計	5,969,476				
-	-	-	-	1,677,655	157,572	394,000	45,393	1,080,690	-	
計	-				計	596,965				(内一般会計繰入金 705,659千円)
△936,000	25,394	7,118,017	△ 4,233	35,271,410	1,011,711	8,038,000	1,728,577	21,113,871	3,379,251	
計	△ 820,359				計	10,778,288				

## 2 議案第 1 号

## 平成 26 年度福岡市一般会計

## (1)歳入歳出予算の補正

(歳入)

補正予算案 説明書ページ	款・項	目	補正前の額	補正額	計
8	(16) 国庫支出金  2. 国庫補助金	8. 港湾費国庫補助金	713,300	95,467	808,767
9	(18) 財産収入  1. 財産運用収入	2. 利子及び配当金	3,650	156	3,806
11	(20) 繰入金  12. 港湾整備事業 基金繰入金	1. 港湾整備事業 基金繰入金	113,720	10,000	123,720
14	(23) 市債  1. 市債	9. 港湾債	1,979,000	89,000	2,068,000
その他の科目(本補正外)			1,207,554	—	1,207,554
合 計			4,017,224	194,623	4,211,847

# 補正予算案(第5号)

(単位:千円)

説 明			
港湾改修費補助金の追加			95,467
○社会資本整備総合交付金交付要綱に基づく交付金			
ア 住宅市街地総合整備事業			100,000
イ 都市再生整備計画事業			△ 4,533
区 分	補正前の額	補正額	計
港湾改修費補助金	690,300	95,467	785,767
住宅市街地総合整備事業 (補助率 1/2)	223,850	100,000	323,850
都市再生整備計画事業 (補助率 1/2, 4.5/10)	8,950	△ 4,533	4,417
その他の事業(本補正外)	457,500	—	457,500
海岸事業費補助金	23,000	—	23,000
計	713,300	95,467	808,767
港湾整備事業基金から生じる利子収入の追加			
区 分	補正前の額	補正額	計
港湾整備事業基金利子収入	3,267	156	3,423
その他の利子収入等(本補正外)	383	—	383
計	3,650	156	3,806
港湾整備事業の財源に充当するための基金繰入金の追加			
・住宅市街地総合整備事業			
※平成26年度末港湾整備事業基金残高見込み		228,962千円	
港湾改修事業に充当する起債の追加			89,000
ア 住宅市街地総合整備事業			90,000
イ 都市再生整備計画事業			△ 1,000
区 分	補正前の額	補正額	計
港湾改修債	1,955,000	89,000	2,044,000
住宅市街地総合整備事業	199,000	90,000	289,000
都市再生整備計画事業	3,000	△ 1,000	2,000
その他の事業(本補正外)	1,753,000	—	1,753,000
海岸事業債	24,000	—	24,000
計	1,979,000	89,000	2,068,000

## (歳出)

補正予算案 説明書ページ	款・項	目	補正前の額	補正額	計
46 ・ 47	(10) 港湾費				
	1. 港湾管理費	4. 港湾整備事業基金積立金	3,267	156	3,423
	2. 港湾建設費	1. 港湾改修費	4,449,825	190,234	4,640,059
その他の科目（本補正外）			2,947,616	—	2,947,616
合 計			7,400,708	190,390	7,591,098



(2) 繰越明許費の補正

補正予算案 説明書ページ	款	項	目	事業名
174 ・ 175	(10) 港湾費	2. 港湾建設費	1. 港湾改修費	港湾改修事業 ・改修事業 ・既存施設有効活用促進事業 ・住宅市街地総合整備事業 ・一般単独事業 等



(単位:千円)

関係予算額	繰越額		説明
	補正前	補正後	
2,138,104	—	580,724	工期の都合により、年度内に完了しないため。

### 3 議案第 7 号 平成 26 年度 福岡市 港湾 整備

#### (1) 歳入歳出予算の補正

(歳入)

補正予算案 説明書ページ	款・項	目	補正前の額	補正額	計
92	(1) 分担金及び 負担金 1. 負担金	1. 臨海土地整備 事業費負担金	71,883	△ 2,400	69,483
	(3) 国庫支出金 1. 国庫補助金	1. 臨海土地整備 事業費国庫補 助金	40,650	△ 5,220	35,430
	(4) 財産収入 1. 財産運用収入	2. 利子及び配当 金	164,933	17,638	182,571
	2. 財産売払収入	1. 不動産売払収 入	9,649,815	6,953,769	16,603,584

# 事業特別会計補正予算案（第2号）

(単位:千円)

## 説 明

臨海土地整備事業に伴う関連事業費負担金の減額

都市再生整備計画事業補助金の減額

○社会資本整備総合交付金交付要綱に基づく交付金

区 分	補正前の額	補正額	計
臨海土地整備事業費国庫補助金	40,650	△ 5,220	35,430
都市再生整備計画事業(補助率 4.5/10)	7,470	△ 5,220	2,250
その他の事業(本補正外)	33,180	—	33,180

- |                           |        |
|---------------------------|--------|
| 1. 港湾整備事業基金から生じる利子収入の減額   | △ 210  |
| 2. 博多港開発株式会社出資金に対する配当金の減額 | △ 1    |
| 3. 博多港ふ頭株式会社出資金に対する配当金の追加 | 17,849 |

区 分	補正前の額	補正額	計
利子及び配当金	164,933	17,638	182,571
港湾整備事業基金利子収入	164,931	△ 210	164,721
博多港開発株式会社出資金配当金	1	△ 1	—
博多港ふ頭株式会社出資金配当金	1	17,849	17,850

土地売払収入の追加 6,953,769

- |             |           |
|-------------|-----------|
| ・アイランドシティ地区 | 7,079,114 |
| ・香椎パークポート地区 | △ 35,298  |
| ・地行百道地区     | 3,177     |
| ・那の津地区      | △ 93,224  |

区 分	補正前の額	補正額	計
不動産売払収入	9,649,815	6,953,769	16,603,584
アイランドシティ地区(みなとづくりエリア)	4,637,276	2,820,502	7,457,778
アイランドシティ地区(まちづくりエリア)	3,539,824	4,258,612	7,798,436
香椎パークポート地区	1,251,017	△ 35,298	1,215,719
地行百道地区	1,058	3,177	4,235
那の津地区	200,000	△ 93,224	106,776
その他の地区(本補正外)	20,640	—	20,640

新たに追加する土地の処分

所在地	地目	面積	補正額	契約額
東区みなと香椎三丁目28番12	雑種地	5,133.25 m <sup>2</sup>	152,303	507,678
東区みなと香椎三丁目28番11	雑種地	4,510.50 m <sup>2</sup>	131,255	437,519
東区みなと香椎三丁目28番9	雑種地	2,015.24 m <sup>2</sup>	60,397	201,322

※上記3件は延納制度を活用。

## ( 歳 入 )

補正予算案 説明書ページ	款 ・ 項	目	補正前の額	補 正 額	計
93	(5) 繰越金 1. 繰越金	1. 繰越金	1	164,248	164,249
	(8) 市債 1. 市債	1. 企業債	6,601,000	△ 1,025,000	5,576,000
その他の科目（本補正外）			3,371,340	—	3,371,340
合 計			19,899,622	6,103,035	26,002,657

(単位:千円)

説 明

前年度繰越金の追加

港湾整備事業に充当する起債の減額  $\Delta$  1,025,000

1. 臨海土地整備事業に充当する起債の減額  $\Delta$  971,000

2. 機能施設整備事業に充当する起債の減額  $\Delta$  54,000

区 分	補正前の額	補正額	計
企業債	6,601,000	$\Delta$ 1,025,000	5,576,000
臨海土地整備事業債	4,249,000	$\Delta$ 971,000	3,278,000
機能施設整備事業債	1,045,000	$\Delta$ 54,000	991,000
資本費平準化債	1,307,000	—	1,307,000

## ( 歳 出 )

補正予算案 説明書ページ	款 ・ 項	目	補正前の額	補 正 額	計
94 ・ 95	(1) 総務費				
	1. 総務管理費	3. 港湾整備事業基金積立金	7,823,225	5,382,342	13,205,567
	(2) 事業費				
	1. 臨海土地整備事業費	1. 臨海土地整備事業費	4,829,308	△ 1,124,786	3,704,522

(単位:千円)

## 説 明

1. 港湾整備事業基金利子収入積立金の減額 △ 210

区 分	補正前の額	補正額	計
基金積立金 (利子収入分)	164,931	△ 210	164,721

関連歳入			
(4) 財産収入			△ 210
港湾整備事業基金利子収入			

2. 港湾整備事業基金積立金の追加 6,627,926

区 分	補正前の額	補正額	計
基金積立金 (剰余金分)	6,175,277	6,627,926	12,803,203

※平成26年度末港湾整備事業基金残高見込み 29,776,179千円

3. 立地交付金繰出金の減額 △ 1,245,374

区 分	補正前の額	補正額	計
立地交付金繰出金	1,483,017	△ 1,245,374	237,643

1. アイランドシティ整備事業の減額 △ 978,126

区 分	補正前の額	補正額	計
建設費・事務費等	4,451,410	△ 978,126	3,473,284

関連歳入			
(1) 分担金及び負担金			△ 2,400
関連事業費負担金			
(3) 国庫支出金			△ 5,220
都市再生整備計画事業補助金			
(7) 市債			△ 971,000
臨海土地整備事業債			

2. 香椎パークポート整備事業の減額 △ 146,660

区 分	補正前の額	補正額	計
建設費・事務費等	215,157	△ 146,660	68,497

(歳出)

補正予算案 説明書ページ	款・項	目	補正前の額	補正額	計
96 ・ 97	2. 機能施設整備事業費	1. 機能施設整備事業費	1,145,639	△ 54,110	1,091,529
	1. 公債費	(3) 公債費	3,692,094	1,993,259	5,685,353
		1. 元金			
		2. 利子	912,881	△ 93,670	819,211
その他の科目(本補正外)			1,496,475	—	1,496,475
合計			19,899,622	6,103,035	26,002,657



(単位:千円)

説 明

アイランドシティ整備事業の減額 △ 54,110

区 分	補正前の額	補正額	計
アイランドシティ整備事業	623,563	△ 54,110	569,453
ふ頭用地造成	614,273	△ 54,110	560,163
その他の事業 (本補正外)	9,290	—	9,290

関連歳入 (7) 市債 機能施設整備事業債	△ 54,000
-----------------------------	----------

長期債元金償還金の追加

長期債利子の減額

(2) 繰越明許費の補正

補正予算案 説明書ページ	款	項	目	事業名
176 ・ 177	(2) 事業費	1. 臨海土地整備事業費	1. 臨海土地整備事業費	臨海土地整備事業 〔・アイランドシティ整備事業〕
		2. 機能施設整備事業費	1. 機能施設整備事業費	機能施設整備事業 〔・箱崎ふ頭整備事業〕

(単位:千円)

関係予算額	繰越額		繰越事由
	補正前	補正後	
3,704,522	—	554,635	工期の都合により年度内に完了しないため。
1,091,529	—	183,977	当初想定していた年度内の出来高を満足しないため。

# ○条例議案

## 4. 議案第16号 福岡市営渡船条例の一部を改正する条例案

### 1 改正理由

この条例案を提出したのは、渡船事業の健全な運営を図るため、志賀・博多間の定期運航路線を見直すとともに、児童福祉法の一部改正等に鑑み、渡船の団体割引運賃等の適用範囲を改める必要があるによる。

### 2 新旧対照表

(下線は改正箇所)

現 行		改 正 案								
(設置) 第1条 海上交通を確保し、市民の福祉を増進するため、渡船を次のとおり設置する。		(設置) 第1条 海上交通を確保し、市民の福祉を増進するため、渡船を次のとおり設置する。								
名称	運航路線	名称	運航路線							
福岡市営渡船	定期運航路線 能古・姪浜間 玄界・博多間 志賀・博多間 (大岳及び西戸崎寄港) 小呂・姪浜間 不定期運航路線 博多湾周辺	福岡市営渡船	定期運航路線 能古・姪浜間 玄界・博多間 志賀・博多間 (西戸崎寄港) 小呂・姪浜間 不定期運航路線 博多湾周辺							
別表第1 1 普通乗船運賃		別表第1 1 普通乗船運賃								
区分	単位	博多	博多	西戸	西戸	大岳	能古	玄界	小呂	
		西戸	博多	西戸	大岳	能古	玄界	小呂		
		西戸	博多	西戸	大岳	能古	玄界	小呂		
		西戸	博多	西戸	大岳	能古	玄界	小呂		
大人	1人片道	円	円	円	円	円	円	円	円	
		440	530	670	90	230	130	230	860	1,760
小児	1人片道	220	270	340	50	120	70	120	430	880
備考 1		西戸崎, 大岳, 志賀, 能古, 玄界及び小呂の各旅客待合所で発売する往復乗船券を利用する場合には、大人の復路の運賃はこの表の大人の運賃に10分の9を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。)とし、		備考 1		西戸崎, 志賀, 能古, 玄界及び小呂の各旅客待合所で発売する往復乗船券を利用する場合には、大人の復路の運賃はこの表の大人の運賃に10分の9を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。)とし、小児				

小児の復路の運賃はこの表の大人の運賃に大人の復路の運賃を加算して得た額の半額からこの表の小児の運賃を控除して得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。）とする。

## 2 団体割引運賃

区分		運賃
一般	大人	大人の普通乗船運賃の額からその1割に相当する額を控除した額
	小児	小児の普通乗船運賃の額からその1割に相当する額を控除して得た額
高等学校、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒及び学生並びに当該団体の引率者（当該団体を構成する者が所属する学校等（以下「学校等」という。）の教職員に限る。以下同じ。）		大人の普通乗船運賃の額からその3割に相当する額を控除して得た額
中学校の生徒及び当該団体の引率者		大人の普通乗船運賃の額からその4割に相当する額を控除して得た額

の復路の運賃はこの表の大人の運賃に大人の復路の運賃を加算して得た額の半額からこの表の小児の運賃を控除して得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。）とする。

## 2 団体割引運賃

区分		運賃
一般	大人	大人の普通乗船運賃の額からその1割に相当する額を控除した額
	小児	小児の普通乗船運賃の額からその1割に相当する額を控除して得た額
高等学校、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒及び学生並びに当該団体の引率者		大人の普通乗船運賃の額からその3割に相当する額を控除して得た額
中学校の生徒及び当該団体の引率者		大人の普通乗船運賃の額からその4割に相当する額を控除して得た額

<u>小学校、幼稚園及び保育所の児童及び園児並びに当該団体の引率者</u>	小児の普通乗船運賃の額からその3割に相当する額を控除して得た額(引率者については、大人の普通乗船運賃の額からその3割に相当する額を控除して得た額)
---------------------------------------	---

- 備考 1 略
- 2 一般以外の団体割引運賃は、学校等の長からの申込みがある場合に限り適用する。
- 3 この表の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

<u>幼稚園、小学校、保育所及び認定こども園の園児及び児童並びに家庭的保育事業等(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。)を利用している児童並びに当該団体の引率者</u>	小児の普通乗船運賃の額からその3割に相当する額を控除して得た額(引率者については、大人の普通乗船運賃の額からその3割に相当する額を控除して得た額)
--	---

- 備考 1 略
- 2 この表において「引率者」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者であつて、当該団体を引率する者をいう。
- (1) 当該団体を構成する者が幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校(以下「学校等」という。)の園児、児童、生徒又は学生である場合 これらの者が所属する学校等の教職員
- (2) 当該団体を構成する者が保育所及び認定こども園の児童又は園児である場合 これらの者が所属する保育所又は認定こども園の職員
- (3) 当該団体を構成する者が家庭的保育事業等を利用している児童である場合 これらの者が利用している家庭的保育事業等を行う事業所の職員

3 一般以外の団体割引運賃は、学校等、保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等を行う事業所の長からの申込みがある場合に限り適用する。

4 この表の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

### 3 定期乗船運賃

種別	期間	運賃	
一般定期	1月	大人の普通乗船運賃の60倍の額からその4割に相当する額を控除して得た額	
	3月	大人の普通乗船運賃の180倍の額からその4割3分に相当する額を控除して得た額	
	6月	大人の普通乗船運賃の360倍の額からその4割6分に相当する額を控除して得た額	
学生定期	中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒及び学生	1月	大人の普通乗船運賃の60倍の額からその6割4分に相当する額を控除して得た額
		3月	大人の普通乗船運賃の180倍の額からその6割5分に相当する額を控除して得た額
		6月	大人の普通乗船運賃の360倍の額からその6割6分に相当する額を控除して得た額
	小学校、幼稚園及び保育所の児童及び園児	1月	小児の普通乗船運賃の60倍の額からその6割4分に相当する額を控除して得た額
		3月	小児の普通乗船運賃の180倍の額からその6割5分に相当する額を控除して得た額
		6月	小児の普通乗船運賃の360倍の額からその6割6分に相当する額を控除して得た額

備考 (略)

### 3 定期乗船運賃

種別	期間	運賃	
一般定期	1月	大人の普通乗船運賃の60倍の額からその4割に相当する額を控除して得た額	
	3月	大人の普通乗船運賃の180倍の額からその4割3分に相当する額を控除して得た額	
	6月	大人の普通乗船運賃の360倍の額からその4割6分に相当する額を控除して得た額	
学生定期	中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒及び学生	1月	大人の普通乗船運賃の60倍の額からその6割4分に相当する額を控除して得た額
		3月	大人の普通乗船運賃の180倍の額からその6割5分に相当する額を控除して得た額
		6月	大人の普通乗船運賃の360倍の額からその6割6分に相当する額を控除して得た額
	幼稚園、小学校、保育所及び認定こども園の園児及び児童並びに家庭的保育事業等を利用している児童	1月	小児の普通乗船運賃の60倍の額からその6割4分に相当する額を控除して得た額
		3月	小児の普通乗船運賃の180倍の額からその6割5分に相当する額を控除して得た額
		6月	小児の普通乗船運賃の360倍の額からその6割6分に相当する額を控除して得た額

備考 (略)

## 3 施行期日

平成27年4月1日から施行する。

# 福岡市営渡船航路概要図





